

会 議 記 録			
会議の名称	予算特別委員会		会議場所 全員協議会室
			担当職員 阿久根由美子
日 時	平成27年3月25日(水曜日)		開 議 午前 11 時 05 分
			閉 議 午前 11 時 25 分
出席委員	堤 山本 酒井 奥村 田中 並河 富谷 平本 小松 小島 竹田 明田		
執行機関出席者			
事務局出席者	藤村局長、山内次長、阿久根副課長、三宅主任		
傍聴	市民 0名	報道関係者 0名	議員 0名

会 議 の 概 要

〔堤委員長 開議〕

〔堤委員長 別紙委員長報告朗読〕

<堤委員長>

委員長報告について意見は。

<酒井委員>

P5、「将来負担が伴う市債の発行」を、「将来受益がない赤字債の発行」と訂正願う。どの市債も将来負担が伴う。

<田中委員>

酒井委員のとおり訂正した方がよい。

<明田委員>

受益とは何を指すのか。

<酒井委員>

例えば公園整備なら将来受益があるが、退職手当は受益がないのに借金ができる。

<明田委員>

職員は市政に貢献している。

<酒井委員>

退職手当の支出をすることは問題ではない、市債として危機的なものであるという意味である。

<明田委員>

他の委員の意見を聞きたい。

<竹田委員>

退職手当債は議論してきたことでもある。文言はこれでもよいと思うが、明田委員の言われたように認識は持つておくのがよい。

<平本委員>

酒井委員の意見はもっともだと思った。文言修正は総意に委ねる。

<富谷委員>

受益がないという文言はあえて要らない。

< 並河委員 >

総意に委ねる。

< 小島委員 >

理解はするが、市民に分かるのかどうか。

< 小松委員 >

同じく、市民に分かるかどうかだと思う。

< 奥村委員 >

公園整備をしても市民に使われないこともある。退職手当の支給が市内の消費、税金につながる。受益がないことにはならない。

< 堤委員等 >

文言の修正はしないこととする。

< 酒井委員 >

これでは意味が伝わらないと思い訂正願った。赤字債が共有できていないことが分かった。

〔事務局長 日程説明〕

了

散会 11:25